

# 異動・採用に伴う公務員賠償責任保険お手続きのご案内

公務員賠償責任保険は、横浜市職員厚生会が会員のための福利厚生制度の一環として実施しています。現在6,300名以上の会員が加入しており、年ごとに更に多くの方々に加入いただいております。

安心して公務に従事するために必要な保険に、異動者と新採用の方はこの時期にお申込みができます！公務員としての職務に起因するリスクに備え、公務員の身分を有する会員だけが加入できる公務員賠償責任保険は、保険料も手軽で安心な保険ですので、ぜひご加入ください。

## 公務員賠償責任保険の特長

**ポイント** 民事調停・住民監査請求も補償！

住民訴訟（第1段階訴訟、第2段階訴訟）だけでなく、業務に基づく行為に起因して提起された民事訴訟、民事調停、住民監査請求も補償の対象となります。

【職務関連行為に起因して提訴される民事訴訟補償特約(自動セット)】

**ポイント** 訴訟になる前の弁護士相談費用も補償！

公務員としての職務につき行った行為に起因して、損害賠償請求等がなされる恐れがある場合に弁護士相談に要した費用が補償の対象となります。

※保険会社が事前に認めた場合に限りです。

※1事故および保険期間中について10万円限度

【弁護士相談費用補償特約(自動セット)】

## お申込み期間等

申込締切日：～令和8年5月1日（金）（返信用封筒にてこの日までにご投函ください）

保険期間：令和8年6月1日（月）午後4時～令和9年6月1日（火）午後4時

加入対象：横浜市職員厚生会の会員の方々

（注）市長、横浜市立大学等の固有職員の方は加入することができませんのでご注意ください。

法令に基づき地方公共団体または公益的法人等に派遣（出向）されている方※1はご加入いただけます。

※1 法令とは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」「地方自治法」

「地方独立行政法人法」をいいます。これらの法令に基づかない退職派遣となる場合は加入対象外です。

◎ 《お申込み手続き方法》に従い、加入申込票と預金口座振替依頼書を返信用封筒に入れてご投函ください。

◎ 保険料は令和8年7月にご指定の口座より振り替えさせていただきます。

## 《お申込み手続き方法》

パンフレットや申込用紙等（電子）は次のサイトに掲載されています。

（1）下のQRコード ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

（2）YCAN⇒総務局⇒職員厚生会⇒保険事業⇒「パンフレット・募集案内」

（3）職員厚生会ウェブページ⇒保険⇒損害保険⇒公務員賠償責任保険

- ① パンフレット等はWeb上でご確認ください。詳しいお申込み方法もご案内しております。
- ② 加入申込票・預金口座振替依頼書・返信用封筒を印刷してください。
- ③ 各記入例をご確認いただきご記入のうえ、取扱代理店「有限会社梅商」宛てに郵送ください。
- ④ 特に新規でお申込みされる方は、預金口座振替依頼書の記入例もご確認ください。



「QRコードが読み取れない」「申込書類の印刷ができない」などお困りの方は、横浜市職員厚生会にお問い合わせください。

（注）実際のお支払いは、引受保険会社が保険金のお支払対象事案毎に、免責事項（保険金をお支払いできない場合）に該当するか否か等を個別に判断の上決定します。

■このページは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「公務員賠償責任保険のご案内」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

取扱代理店：有限会社 梅商 担当：梅本  
住所：〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷1-1-2  
朝日生命ビル7階  
TEL：0120-764-167 【平日9：00～17：00】

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
公務部 営業第二課 担当：肥田  
住所：〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19  
TEL：050-3460-0600 【平日9：00～17：00】